第一条						
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号	令第九条各号	第一条	法第七十五条第一項第一号	避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）	武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）	法第八十九条第三項	法第五十五条第一項又は第二項	武力攻撃災害
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第百八十三条において準用する法第七十五条第一項各号	令第五十二条において準用する令第九条各号	第二条	法第百八十三条において準用する法第七十五条第一項第一号	避難住民（法第百八十三条において準用する法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。以下同じ。）	緊急対処事態における災害（武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。以下同じ。）	法第百八十三条において準用する法第八十九条第三項	法第百八十三条において準用する法第五十五条第一項又は第二項	緊急対処事態における災害

第二条第一号イ						
第二条第三号、第六条第一号、第十条、第十二条第一号イ及び第十三条第一号	第二条第二号イ(6)	第二条第三号、第六条第一号、第十条、第十二条第一号イ及び第十三条第一号	第二条第三号、第三条第一号イ及び第二号イ、第四条第一号イ及び第四号、第五条第一号イ及び第二号イ、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一号、第九条第一号、第十条の見出し、第一項柱書及び同項第一号、第十一条第一号及び第四号、第十二条第一号イ及び第二号イ並びに第十三条の見出し、第一項柱書及び同項第一号				